

令和5年第7回にかほ市議会定例会会議録（第2号）

1、本日の出席議員（14名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
15番	森鉄也	16番	伊藤竹文

1、本日の欠席議員（1名）

14番 佐々木敏春

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 阿部和久 次長 加藤潤
 班長兼副主幹 今野真深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長兼市民課長	佐々木修
農林水産部長	池田智成	建設部長	原田浩一
商工観光部長	齋藤和幸	教育次長	佐藤喜仁
消防長	阿部光弥	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	防災課長	渡部尊志
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀
観光課長	今野伸二	スポーツ振興課長	柴田俊幸
子育て支援課長	三浦晶子	長寿支援課長・地域包括支援センター長	齋藤恵美
建設課長	竹内千尋	学校教育課長	菱刈宏記
消防本部総務課長	竹内健		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

令和5年9月5日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに15番森鉄也議員の一般質問を許します。15番森鉄也議員。

【15番（森鉄也君）登壇】

●15番（森鉄也君） おはようございます。15番森鉄也でございます。

大きく3点についてご質問をいたします。

まず初めに、一つ目、白幡森周辺エリア基本構想についてでございます。

今年3月に策定された、この「白幡森周辺エリア基本構想」は、令和2年度に策定した「若者支援住宅」の整備のための基本構想・基本計画の周辺エリア約29haにおいて、ICT活用と官民連携によるまちづくりに向けて、各種計画や施策、社会情勢の変化を踏まえて策定されたものです。

本構想エリアに期待される役割として、若者支援住宅を足掛かりとして、これを利用する若者・子育て世代に対し、持ち家確保を含めた定住へと促すことで、本市の若者・子育て世代の移住定住促進に寄与し、若者支援住宅を利用した若者が定住先として選択していけるよう、魅力ある住環境づくりを進め、ICT等新技術を活用しつつ持続可能なまちを目指す「スマートシティ」実現への取り組みを推進する役割を担うとしています。

本構想策定にあたっては、ステークホルダー（利害関係者）からの意見を反映するため、本事業のメインターゲットとなる本市及び周辺市町（由利本荘市・遊佐町）の15歳から39歳までの若者及び子育て世帯へのアンケート調査や事業者向けヒアリング調査などのサウンディング調査を行っています。以下について伺います。

(1) サウンディング調査結果をどのように受け止め、本構想に基づくまちづくりに反映させるの

か、お伺いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

まずもって、私のことになりますけれども、コロナに感染しまして、議会の初日に欠席をしました。このことについては、大変申し訳なく感じておるところであります。

引き続き、体調管理をしっかりとしながら、議会に対応させていただきたいと思っておりますので、あらかじめ冒頭でお話をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、1番の(1)の森鉄也議員のご質問にお答えする前に、白幡森周辺エリアの基本構想策定について、若干説明をさせていただきたいと思ひます。

第二次総合発展計画の将来像「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち 住みたいまち」、これの実現に向けて、人口減少、少子高齢化の加速を抑制し、良好なコミュニティ形成による地域活性化と次世代を担う人材確保や若年層の定住化、地元回帰を促進するための取り組みを進めるために、令和4年度に産学官民の代表者で構成する検討委員会を3回にわたって開催いたしました。そして、そこでいただいた意見を反映しながら、今年3月末に、白幡森周辺エリア基本構想を策定したところあります。

この基本構想では、三つの基本方針、一つ「若者や子育て世代が集いにぎわうまちづくり」、二つ「産学官連携による地域ブランドと魅力あるまちづくり」、三つ「省エネで快適な最先端のまちづくり」、この三つを掲げており、これらをICTの活用と官民連携による持続可能なまちづくりによって実現をしていこうとするものであります。

そして、この基本構想を基に、都市計画で定める用途地域の指定変更などを進め、持ち家の確保を含めた若者・子育て世代の移住・定住をさらに促進し、魅力ある住環境づくりに取り組んでいきたいと考えているところあります。

これらを踏まえまして(1)のご質問にお答えをさせていただきます。

この基本構想の策定にあたっては、議員のご質問にありますように、メインターゲットである本市を含む周辺市・町の若年層や子育て世帯を対象にサウンディング調査を実施いたしました。調査の結果、課題や望むものとして「病院へのアクセスがしにくい」、あるいは「商業・娯楽施設が不足している」、あるいは「学習・遊び場等の学齢期向けの居場所が不足している」などが上位を占めることになりました。調査結果については重く受け止めておりますし、これは反映できるものは検討を進めていきたいと考えております。

一方、検討委員会においては、近隣には大型スーパーもあり、仁賀保庁舎やスマイルといった公共施設も近くにあることから、決して立地的に不便な場所ではないとの意見もありました。

今後は、調査結果から得られた課題等の解決に向けて、実現可能なゾーニングや導入する機能や施設の整備、開発、保全に誘導することで対応をしてまいります。

具体的には、都市計画法第12条の5の規定による地区計画により、建築物の用途を制限したり、必要な道路、公園等を地区施設として定め、その配置や規模を定めることにより、良好なまちづく

りに誘導していきたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 基本構想の策定に際してのご説明もいただきました。

それで、本構想によるまちづくり実現については、複数の事業者からなる協議会での実施を想定しているということで、このヒアリング結果では、事業参画への懸念、あるいは見送りもするというような事業者もおったように記憶しております。事業者の参画意欲促進には、市の関与の提示、役割分担整理が有効ということとされております。

それで、(2)番ですが、本構想における土地利用構想図2案により、各ゾーンを示し、本構想エリアにおける住民・企業・行政等各主体の連携協働を図るとしているが、市の役割と財政負担を現時点でどのように想定し、まちづくり事業を推進してゆくのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)についてお答えをさせていただきますが、先ほどご質問でお答えさせていただいたとおり、本市の財政状況や事業スケジュール等を鑑み、市の役割としては、構想に基づいたまちづくりに誘導するため、法に基づいた整備を担うものと考えているところであります。

まちづくりにおける重要施設にあたる主要道路や公園については、市の財政負担によって整備する必要があるというふうに考えております。

都市計画法上の用途地域の見直し等の法定手続を進めながら、先ほど申しました地区計画、地区施設の制定などの検討を進め、あわせて道路や公園などの整備について、年次計画を策定し、整備手法の検討を進めていきたいと考えているところであります。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） まずはその条件整備と申しますか、市の役割として、そのようなところから始めたいと。また、整備については、年次計画によって行っていくということのようでございます。

それで、(3)番に移りますが、本構想に含まれるTDK（株）社員寮は既に建築工事が進められている一方で、本構想の足掛かりとされている「若者支援住宅整備計画」については、国の交付金などの財源確保と計画内容の修正などのため、手続を一旦停止している状況にあり、未だ整備計画は示されておりません。改めて若者支援住宅整備計画に求める必要性及び役割とは何か。また、現時点での整備計画の検討状況と手続の遅れによるエリア整備計画への影響はないのか、あわせてお伺いします。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (3)についてであります。議員のおっしゃるとおり、財源や計画内容の精査のため、事業の進捗は当初計画より大幅に遅れており、TDK社の単身寮の整備が先行しているのが現状であります。

このTDKさんの単身寮は、あくまでも民間会社の福利厚生施設でありますので、市が取り組も

うとしている人口減少、少子高齢化の抑制と、良好なコミュニティ形成による地域活性化、そして次世代を担う人材の確保を図る上で、若者支援住宅に求められる基本的な役割は何ら変わることがないと考えております。

しかしながら、整備規模や戸数については、再検討が必要というふうに考えておりますし、そのように述べさせていただいております。子育て世帯や移住者世帯を含む少人数向けの整備と単身世帯の需要バランスを考慮しながら、必要戸数の整備について、ただいま国及び県と協議を進めているところであります。

手続等の遅れによるエリア整備計画への影響につきましては、先ほど答弁いたしました都市計画法上の手続に一定の時間を要することから、全くないとは言えないものの、著しい支障を来すほどの影響はないものと考えております。

若者支援住宅の整備については、国の交付金事業の活用について、今後のスケジュールを含め、協議を進めている段階ですので、もうしばらく時間をいただきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 今、ご答弁ありましたように、TDK社員寮については、特に今後の進め方には影響しないというふうなお考えのようです。

また、若者支援住宅の整備計画については、まだ国あるいは県との交渉段階で、特に進展などはなかったのでしょうか。その辺のところ再度お聞きしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 国・県との打ち合わせ状況といましようか調整の内容については、担当の方で答えをさせていただくことになります。

●議長（宮崎信一君） 高橋総合政策課長。

●総合政策課長（高橋寿君） それでは、ただいまの質問の国・県との協議についてですけども、具体的に時期等までの詳細なところではありませんが、PFIなどを活用した今後の事業スケジュールについて、交付金の決定時期ですとか、そういったところについては協議を進めておりますが、特別今ここでいつというところで示せるところまでの協議は進んではおりません。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） いずれ協議が整い次第、速やかなひとつご報告等いただければと思います。

それで、再質問なんですけど、国の交付金による公営住宅ということになるかと思うんですが、国の交付要綱、制度上などから様々な制約もあるかと思っております。市長の目指す若者支援住宅、建設に向けた現時点での課題等は、あるとすれば何なのか、そしてその課題にどう対応するのか、現在想定している、それから間取りとか必要戸数、建物の構造、完成時期は未定ということになれば、それでも結構なんですけど、その辺のところ想定しているものでお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 議員の再質問にありますように、現時点での課題等について、細かい間取

り、あるいは必要戸数については、今、逆に先ほどから申し上げているように国あるいは県、主に県とですけれども、どのくらいの規模感から始めるべきかということでお話をしていくといっているとあるというふうに認識をしております。

議員が当初のご質問にいただいたように、TDK社員寮というものについては、今般この計画を進める意味では、ある意味視野に入れながら当初の段階から進めていたところであります。

しかしながら、前の別の議員のご質問にもお答えしているように、私としては若者支援住宅は、あくまでも若者の福祉、あるいは人口減少対策、あるいは人口減少を抑制するために何が必要かということを経験した上で進めていこうという内容でありますので、議員の冒頭のご質問にもありましたように、その意義とか取り組みに対する重要性というのは、何ら変わることはありませんので、この部分についての課題は未だに同じであるというふうに認識をしております。

しかしながら、過去の議会全員協議会でもお話をさせていただいたように、やはり経済情勢、あるいは社会情勢等が変わってきたときに、あくまでもごり押しして自分の当初の考えていたものを進めることについて、そこまで私は傲慢であるべきでないというふうに自分なりに認識をしております。したがって、何が必要なのかということの重要性は変わらないとすれば、それを実現するため、あるいは解決するために、どのように取り組んでいくかというのを今細かく精査しているというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。細かいところについて何か答弁することあれば、担当の方でお答えをします。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 了解いたしました。これから細かいところを精査していくということでございますので、ひとつ進めていただければと思います。

それでは二つ目の消防団員の確保と処遇改善についてでございます。

消防年報による団員定数の推移を見ますと、合併前の平成16年に762名から706名に、合併後平成18年に650名、平成23年は610名、うち女性消防団員が19名含まれております。平成26年は580名、同年に県内初のバイク隊が発隊しております。令和元年に540名、そして昨年10月からは460名と、18年間で300名ほど、約40%の減員となっております。

人口減少、職業及び勤務形態、生活様式の多様化などにおける環境の変化による団員のなり手不足が主な要因ともされているところであります。

そして、これまで7地域の公立消防団が自主防災組織へと移行している現状にあります。

火災時の初期消火や災害時の避難誘導、防災・減災のための活動など、地域における役割は重要であり、危機的な状況とも思われます。今後、さらに進むのではないかと大変危惧しているところです。以下について伺います。

(1) 6月3日の水防競技大会や7月9日の消防訓練大会は4年ぶりの開催でしたが、長引くコロナ禍により、練習及び大会への人員確保や日程調整が難しいなど、参加率が大きく低迷し、縮小規模での開催となったようでした。コロナ禍での団員の活動の機会が制約され、コミュニケーションの機会の減少などによる消防活動への士気の低下とともに、なり手不足から、さらなる団員の減少が懸念されます。

市の現状に対する受け止め方と持続可能な消防団員確保に向けた今後の対策を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2番、消防団員の確保と処遇改善について、(1)本市の現状と今後の対策についてをお答えをさせていただきます。

議員がご質問の冒頭で述べられましたように、災害の多様化や大規模化、あるいは人口減少、高齢化や雇用体系の変化などの社会情勢の変化に伴い、全国的に消防団員が減少しており、団として存続できずに自主防災組織へ移行するなど大きな問題を抱えていることは確かであります。

本市も例外ではありません。若年層の入団者の減少により、相当の年齢になるまで団員を継続しなければならない、団活動を存続できないという現状にあります。

地域防災にとって欠かすことのできない存在であるのが消防団であります。これを将来にわたって持続していくために、令和2年4月に、にかほ市消防団組織検討委員会を立ち上げ、若年層の団員確保や団員が活動しやすい体制づくり、そして組織の強化を図るための再編計画策定に向けて消防団長を先頭に取り組んでいるところであります。

コロナ禍によって活動を自粛してきた部分もありましたけれども、水防競技大会や消防訓練大会が今年度が開催されて再開されておりますし、団員の活動も活発化に向けた動きを始めているところであります。

団員個人の意見や要望も聴取し、地域との連携を強化しながら、講習会、大会等を通じて団員の士気の高揚が図られ、団の活動が強化されていくことを期待しているところであります。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 再質問になりますが、消防団員になるには本人の意欲と、それから家族の理解と支えがなくてはならないものと考えます。ただ、若い人はたくさんいるのに、なり手不足との感がある一方で私は持っています。当市では、幸いにも災害などが少ないこともありまして、消防団の活動が自治会や町内会でもあまり理解が進んでいないのではないかと私感じております。例えば旧3町の元町地域においては、町内会あるいは自治会にこだわらない広い範囲からの団員の確保策も必要と思うんですが、実態はどうか。それから、条例の中に支援消防団員が規定されておりますが、この支援消防団員の目的あるいは採用方法、活動内容、あと、災害補償や定数などについてあわせてお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 再質問については、消防長の方からお答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 阿部消防長。

●消防長（阿部光弥君） それでは、再質問についてお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり団員の減少が加速する中、地域の垣根を越えた団員確保というのは、対策を講じる必要があるとは考えております。団員の居住地区による人員構成については把握はしておりません。

繰り返しになりますが、にかほ市消防団組織検討委員会を通じて、団員確保や組織強化、組織再

編に向けた協議をさらに進めてまいりたいと考えております。

支援消防団員につきましては、条例で団員の中に規定されておりまして、その任務及び身分等に関する要領も定めております。にかほ市消防団には、現在59人の支援消防団員がおります。支援消防団員の目的と活動内容ですが、主に火災現場等で不足する消防力を補完する任務を担っております。

採用要件については、元消防団で経験豊富であると認められる者及び正副分団長から推薦があった者となっております。支援団員を任命することのできる班は、基本団員数が10名以下で消防活動を行う上で支障を来たす恐れのある班となっております。

また、支援団員の階級は団員とすると規定されておりますので、災害補償につきましても、基本団員と同様の適用となります。

定数につきましては、条例で規定する団員定数460人に含まれております。

支援消防団員につきましては、消防団員の確保の一つではありますが、職務はあくまでも後方支援となりますので、第一には基本団員の確保に努めていかなければならないと考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） それでは、(2)番に移ります。市の消防団に求める役割とは、改めて伺いたいと思います。また、市・自治会・自主防災・消防署と消防団との連携は、どのように図られているのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは2番の(2)についてお答えをさせていただきます。

消防団は、地域防災力の中核として、要員動員力、即時対応力、地域密着性を有しており、地域の安全・安心を確保するために果たす役割は極めて大きいというふうに認識しております。

火災や各種自然災害における警防・警戒、後方避難活動はもとより、平時から自治会や自主防災組織など地域の様々な組織と連携し、住民に対する防災意識の普及啓発を図るなど、それぞれの地域でリーダーシップが発揮されることが期待されているというふうに思っております。

市や消防署との連携についても常に強化を図っており、火災や災害を想定した無線交信訓練や長距離送水時の中継訓練、災害予防のための警戒活動など、地域防災力の向上に取り組んでいるところであります。

3月定例会の一般質問において高橋利枝議員に答弁をさせていただいた消防団による住宅火災警報器の設置状況、点検状況の調査についても、住民に対する啓発はもとより、地域や関係機関との連携強化の面でも特に意義深い活動であるというふうに認識をしております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） ただいまの市長のご答弁では、連携が図られているというようなご答弁でございました。

それで、消防団の幹部会議というのが年四、五回あるようです。メンバーとして消防団、副分団長以上の幹部、それから消防署幹部と、今年4月からは防災課長も出席して開催しているようです。

このような会合を通じて、例えば消防団と各地域代表、行政、消防署、仁賀保高校の防災ボランティア「BV会」、あるいは「Be助人（ビスケット）」などとの意思疎通を図ることは、各方面から消防団を理解してもらう大切な機会にもなるものと考えます。幹部会議に限りませんが、市あるいは消防本部の仲立ちによる、例えば防災訓練前の打ち合わせ会議など、年に1回程度は連携を図る意味から必要と思いますが、ご見解を伺いたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今、議員のおっしゃるように幹部会議の内容については担当の方でお答えすることがあれば担当していただきますが、確かにコミュニケーションをとらなければならない、これは確かなことだと私も認識しております。確かに消防団に対する市民の皆さんの認識には様々なものがあるというふうに思っております。次の質問の答弁にもなってくるんでしょうけれども、やはり地域に根強く残る消防団に対する誤解といたしましうか、こういうものについて、どのように払拭していくかということも一つ大事な私たちの取り組みだろうというふうに思っています。私自身は、消防団の通常の活動について、非常に重きを置いております。このことについては、過去のコラムにおいても書かせていただきました。市内で起きた実際の家屋における火災においても、初期消火に臨むのは必ず消防団です。そうなったときに消防団が存在しないということの恐ろしさというものを考えたときに、やはり消防団というものはきちんと組織されているということは必要だというふうに認識しておりますので、そこら辺のことについても市民にどのように認識していただくかということは、関係機関の人たちにまずは認識していただくということから始めていかなければならないと。始めていってはいけるんですけども、さらに進めていかなければならないというふうに思っております。

●議長（宮崎信一君） 消防長。

●消防長（阿部光弥君） 年間、幹部会議、数回行われております。主にいろんな行事等の直前に、行事等の進め方等についての調整といたしますか、内容についての協議等が多いわけではありますが、地域との関わりというのが今まで、やっぱりコロナ禍の中で薄れた部分が確かにあろうかと思えます。そういったことも含めて、住宅用火災警報器の調査ですとか、そういった部分に関しては、団長の意見もありまして、団員で調査しようということで自主的に進めたものであります。こちらからやってくれといったわけではなくて、消防団が自主的に調査の方をやりましょうという形で進めたものでございます。まだ全体の調査等は完成はしていませんが、いくらかでも地域との連携、協力体制ができればと、なおかつ信頼関係が生まれればという形で私どもは見ております。

様々な活動の中で関連団体、自治会ですとか自主防災組織、そういった方のもっともっと連携強化といたしますか、相互協力という形をつくりたいという形ではあります。様々な会議で話しまして、地域でそれぞれ独自にぜひ進めていってほしいということで、今後また幹部会議もあります。そちらの方でも進言としてこちらからお願いして、消防団の活動を何とか活発に動けるようお願いをしたいとは思っております。

いろいろな障害等、消防団員も人数が減ってきて動けないということもありますけれども、そういった部分を支援団員である自主防災組織等と協力した形というのを、少しずつ大きくしていきたい

いと思っております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 今の消防長のご答弁で、これからそういうふうな形で進めるということ、連携を進めていくというのは分かりましたけども、ただ、消防団の皆さんには、なかなかほかの例えば自治会とかそういう方々の前で、なかなか発言する機会がないと。自分たちの考えを述べる機会がないと、そういう声が聞こえます。それで私、例えばそういう方々との会議というようなものを、市と消防署が仲をとりもってですね、消防団でやれというのではなくて、そういうこともしてほしいなということでもっと再質問させていただきます。

●議長（宮崎信一君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員のおっしゃるように、消防団というのは町内会組織で作られているわけでありませぬので、町内会もまたがっている、かなり広い範囲にまたがっているということもあります。そうなれば、例えば消防団の取り組みについて、地域自治会の皆さんにどのように理解をしていただくかということについては、やはりおっしゃるように足しげくといいましょうか、細かく入り込んでいかなければ、なかなかご理解をいただけないというふうには思います。ただ、これまでの消防団の在り方、今までこうやってやってきたんだというのだけでは、もはや通じないというふうになれば、守るべき伝統というものはあるかもしれませんが、改めるべき慣習ということについては、これは改めていって、より地域の皆さんに密着した、あるいは理解してもらえるような消防団になるような取り組みをするということについては、議員のおっしゃるように行政としてその中に入ることができるのであれば、していきたいというふうに検討したいと思えます。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） それでは、(3)番でございます。総務省消防庁では、「団員」各階級の年額報酬の額、災害に関する出動報酬の額について、「非常勤消防団員の報酬等の基準」——これは令和4年4月1日から施行されているようですが、これによって報酬額を定めております。

本市の「団員」階級の年額報酬は、出動報酬も含め2万1,400円の直接支給ですが、昨年の4月1日時点での県内市町村を見ますと、年額報酬は1万5,000円から3万6,500円で、25市町村平均では2万4,772円となっております。その中で由利本荘市を含む3市4町が3万6,500円となっているところでございます。また、本市を除いて出動報酬は別支給となっております。本市消防団員の処遇改善についてどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (3)のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現状について再確認をさせていただきますが、にかほ市消防団員の報酬については、階級に応じて支払われる年額報酬と、災害や訓練等の職務に従事する場合に支払われる出動手当があります。

年額報酬は、団長が年額7万3,800円、副団長は5万8,800円、分団長は4万3,800円、副分団長

が3万6,400円、部長が2万6,800円、副部長が2万3,600円、班長が2万2,400円、団員が2万1,400円となっております。

出勤手当については、火災出勤は年額6,000円です。風水害等の災害及び訓練出勤1回について2,000円となっているというところであります。

本市の一般団員の報酬については、令和5年4月1日現在で県内25市町村中17番目というふうになっており、県平均額の2万9,156円を8,000円ほど下回っている状況にあります。

(1)あるいは(2)の先ほどの質問にお答えしましたが、全国的な消防団員の減少に対して、災害は多発化、激甚化している状況にあります。消防団員一人一人の役割が大きくなっている現状を考えると、適切な処遇の在り方を検討していく必要があるというふうには考えております。

報酬の引き上げについては、県内の状況を参考にしながら、本市における出勤状況、団員の充足状況などの勘案し、総合的に判断してまいりたいと考えております。ただし、消防団員の確保については、報酬の引き上げによってのみ増員が期待できるものではないというふうに認識をしております。これまで以上に報酬の充実や大会の運営方法の改善など、全体的な見直しを通じて、団員一人一人が意識の高揚を図っていく必要があると考えております。また、先ほどからも申し上げておりますように、市民に消防団を正確に、正しく理解してもらうことが必要だと思っております。消防団の意義や価値について、周知活動を通じて何十年も前から一部に残っている消防団への誤ったイメージを払拭していくということも必要であると考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 市長が今おっしゃられたように、確かに報酬額の引き上げが団員確保に必ずしもつながるかどうかということには分かりませんが、おっしゃるように県内の動向等を参考にしながら、いずれ交付税措置もされているものがございますので、財源確保の問題もあるかと思いますが、時間をかけてでも見直しに取り組んでいただきたいと思っております。

これはご答弁はおりません。

それでは、3番にまいります。マイナンバーカードについてでございます。

マイナンバーカードの活用は、政権が掲げる「デジタルトランスフォーメーション推進」の柱であるとされているところであります。6月末でのマイナンバーカードの全人口に対する保有率では70%で、秋田県は73.8%、全国9番目となっております。

マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」への一本化によって、来年秋には健康保険証を廃止することとしていますが、他人の個人情報がひも付けされるといったトラブルが全国で続出し、国民の不信感は一層高まってきている状況から、政府は国民の不安払拭のため、来年秋の保険証廃止スケジュールは維持しつつ、マイナ保険証を持たない人全員に保険証の代わりとして「資格確認書」を交付し、その有効期限を5年に延長、マイナ保険証取得後でも登録を解除し資格確認書を選択できるように検討しているようです。

8月8日に公表された総点検の中間報告では、マイナ保険証で新たに1,000件を超える誤登録が確認されるなど、新たな保険証や共済年金とのひも付けミスや障害者手帳、住民税などのひも付け手順が不適切な事例も多く、8月下旬に個別データの点検が必要な自治体名などを公表し、誤登録

がないか点検を進めるとしてしています。誤登録の多くは人為的なミスとも見られておりますが、8月25日の発表で、ひも付けの確認が必要な自治体は全体で400から500自治体に上る見通しが示されました。以下について伺います。

(1)本市のマイナカードの交付状況（保険証や口座のひも付け状況）と、マイナンバーカードやマイナ保険証の自主返納や登録解除の申出、受け取り拒否等があったのか伺います。また、点検の多くを担う自治体では、政府の目指す11月末までの総点検完了に厳しい見方もあるようですが、総点検の内容及び本市のこれまでの総点検の結果はどうであったのかお伺いします。また、今後想定される作業規模、体制、スケジュール等についてもあわせてお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 3番目の(1)については担当部長よりお答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、私から(1)につきましてお答えをいたします。

初めに、本市のマイナンバーカードの交付状況でございます。

今月7月末時点で保有枚数1万7,300枚、人口に対する保有率は75.1%、全国の保有率71.0%を上回っている状況でございます。

また、保険証や口座など、本人の情報とのひも付けの状況でございますが、本市に限定した件数等の把握はできておりません。なお、全国的なデータとして申し上げますと、8月24日現在でマイナンバーカード取得枚数に対して健康保険証としての利用申込割合が66.4%、公金受取口座の登録の割合は62.2%となっております。

次に、マイナンバーカードの自主返納の状況でございますが、令和4年度中の自己都合・希望による返納者は1人で、その理由は高齢者で使用しないからというものでありました。そのほか、国外転出、死亡、再交付等による返納が34件ございました。今年度令和5年度におきましては、7月末までで自己都合・希望による返納者は1人で、その理由は銀行口座をひも付けするのが不安だからということでございました。そのほか、国外転出、死亡、再交付による返納は21件となっております。

次に、マイナンバーと個人の情報のひも付けに関する総点検の内容と本市における点検結果でございます。今年6月に国のマイナンバー情報総点検本部が設置をされまして、内閣総理大臣の指示によってマイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度についてひも付けが正確に行われているか総点検が開始されました。

これまでに実施されているのは、地方自治体や関係機関などの、いわゆるひも付け実施機関において、どのようにしてマイナンバーのひも付けを行っているかをアンケート形式で回答を求めるという業務実態調査でありました。にかほ市に対しましても総務省、厚生労働省及び文部科学省などから調査があり、7月下旬までそれに回答をしております。

調査内容としては、大きく三つの点について確実に行われていることを確認する内容でありまし

て、一つ目は、マイナンバーを確認書類と共に取得していること、二つ目が、基本4情報である氏名、生年月日、性別、住所の全ての情報によってマイナンバーを照会していること、三つ目として、基本4情報のうち一部の情報によりマイナンバーを照会している場合に、妥当な方法により本人として特定していること、これらでございます。そして、これらに該当しない場合に不適切な方法によりひも付けが行われたものとされて、対象情報ひも付け実施機関ごとに個別データの点検が必要と判定されるものでございます。

ご質問にありますとおり、8月8日にその調査結果の中間報告が公表されましたが、この段階で障害者手帳につきましては全国的にひも付けの正確性が強く懸念されるという状況でございましたので、実態調査の判定にかかわらず全てのひも付け実施機関が個別データの点検の対象とさせております。それ以外の制度につきましては、ご質問にありますとおり、8月下旬には個別データの点検が必要な自治体名などが公表される予定でありましたけれども、この判定に時間を要しているということで、昨日までの段階で公表に至っておりませんが、これが近いうちに公表が予定されているという情報もでございます。本市にかほ市の実態とアンケートで回答した内容からしますと、恐らくはその点検の対象とはならないのではないかと推測しておりますけれども、これに関しては正式には国の判定結果を待ちたいと考えております。

次に、今後想定される作業規模、体制、スケジュールでありますけれども、障害者手帳以外の制度については、実態調査の判定によって今後の点検作業の必要の有無、あるいはその範囲が決まりますので、作業規模は流動的でございます。仮に点検が必要と判定された場合には、デジタル庁から通知されました総点検マニュアルに基づいて作業に取りかかることとなります。デジタル庁では、円滑かつ効率的に行えるような支援ツールを用意いたしまして自治体に提供することとしているほか、点検費用の負担についても地方自治体に十分配慮するとしております。また、このマニュアルにおいては、総点検には推進力のある全庁的な態勢で望むことを求められております。また、スケジュールにつきましても、原則として今年11月末までに個別データの点検を終えることが改めて示されております。

なお、障害者手帳につきましては、別途、厚生労働省から通知が発出されるということのようでもあります。

以上のとおり、現時点で確定していない事柄が多い状況でございますが、市民の皆さんの不安を払拭できるように適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） それでは、(2)番でございます。共同通信が全国の市町村長に対してアンケートを実施していますが、県内の回答した市町村長の95%がマイナンバーカードの事務量が重いと答えており、住民の不安が高まる中で行政の現場を担う自治体トップの懸念が強まっていることが伺えます。マイナンバーカードの国の普及策については、85%の首長がそれなりの評価をしているようです。市長はどのように回答されたのか、また、マイナンバーカードの活用を進める上で、デジタル弱者を含む市民の不安払拭にどのように取り組むのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは(2)についてお答えをさせていただきます。

ご質問のアンケート調査、これは共同通信社の全国自治体トップアンケートとしてマイナンバーカードに関して、政府の方針や取り組みに対する見解を問うという内容のものであります。

設問と回答の状況でありますけれども、まずは「カードの交付やマイナポイント申請支援等に係る（私ども自治体）貴自治体の事務負担についてどう感じていますか」との問いに対しては、先ほど議員もおっしゃったように「重い」と答えさせていただいております。また、政府によるカード普及の取り組みに対する評価については、「どちらかといえば評価する」という回答とさせていただいております。健康保険証とマイナンバーカードの一本化に向けた取り組みについては、「職員が対応すると負担が大きくなる。登録事務の外部委託に対する補助制度を創設していただきたい。」とのコメントを書かせていただきました。また、政府が取り組む行政サービスのデジタル化のスピード感については「やや速い」というふうに回答をしております。共同通信社のアンケートに対する主な回答状況については以上とおりであります。

次に、デジタル弱者を含む市民の不安払拭への取り組みについてであります。コロナ禍において行政手続のオンライン化を含めた社会全体のデジタル化の必要性が高まり、政府はマイナンバーカードの普及を加速させてきましたが、カードのメリットが十分に浸透しているとはいえ、市民の不安感を払拭する上でのこれが課題となっているというふうに考えております。

マイナンバー制度の目的は、行政の効率化、国民の利便性の向上、そして公平公正な社会の実現であります。例えば行政手続の効率化により、市の窓口業務が省力化すれば、本来の政策的な業務へとマンパワーを重点化することができ、行政全般の質の向上や財政の安定につながることを期待できます。こうしたメリットは、行政側にとどまらず、間違いなく市民の皆さんへと還元されていくものであることを、もっと周知していく必要があるのではないかというふうに考えております。

また、市民の皆さんの利便性については、現在でも納税や子育て、年金受給に係る行政手続を円滑に進めることができるということ、あるいは本市では住民票などをコンビニで取得することができるようになったというところで反映されているというふうに思います。さらに、今後は健康保険証として利用できるほか、民間のサービスを含めて様々な分野の情報と連携することで、カードの使い勝手、使い道が増え、メリットが拡充するものと見込んでおります。

こうしたこと、現在実施している、いわゆるひも付け総点検の状況などについては、様々な機会を捉えて市民の皆さんに丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。そして、何よりも高齢者を含めた市民の皆さんや事業者の方々など、地域全体のデジタルリテラシーを向上させることが重要でありますので、いろいろな方法、あらゆる方法を使って啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

【15番（森鉄也君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（宮崎信一君） これで15番森鉄也議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩といたします。再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、6番齋藤聡議員の一般質問を許します。6番齋藤聡議員。

【6番（齋藤聡君）登壇】

●6番（齋藤聡君） それでは、本市の公園整備及び子どもの遊び場について、令和4年度第4回定例会の一般質問において同様の質問をさせていただきましたが、進捗状況なども含め、再度答弁を求めたく質問させていただきます。

1、子どもが多様に遊び、学べる環境整備について。

にかほ市では、「エスパーク★にかほ」「竹嶋潟スケートパーク」「サイエンスパーク」など、子どもが訪れる場所の整備の充実に積極的な姿勢が見られます。施設の利用状況や利用者の声を聞くと「何度もリピートしている」「こんな場所がほしかった」などと大変人気のある施設となっております。

一方で、子育て世代の方々からは、親御さんが休日の日ならばともかく、平日に学校から帰宅した子どもが身近に遊べる場所がなくなってきたとの声を聞くことが多くなってきていると感じており、放課後等に子どもが徒歩で通える児童遊園、公園が必要とされているのだと思います。

また、にかほ市においては、公園が29か所存在するとしておりますが、公園という名称で児童遊園や公園機能を有しているのか分からないところも存在いたします。以下について質問します。

①にかほ市の「公園（児童遊園）マップ」を作成してはどうかについて質問いたします。

メリットとしては、子どもたちがどこにどんな遊具があり、どんな遊び方ができるのかが分かります。例えば、砂場がある、芝生化されている、ここでは野球はできないが別な遊びができる、逆にここではキャッチボールなどボール遊びができる場所であることなどを周知できます。それは同時に、周辺の住民の方にも子どもの見守りにもなり、日常的に気にかけていただくことになり、地域との触れ合いも増えるのではないかと思います。

行政面に関しても公園管理の点で、どこにどのような遊具があり、改修や点検の目途を可視化し、市民からの声（通報等）により突発的な不具合などにも対応できる利点があると考えますが、市長の見解を伺います。

②インクルーシブ遊具の設置について質問いたします。

以前、公園遊具の設置についての一般質問をさせていただいた際に、大規模な「インクルーシブパーク」を取り上げたことで私の質問の趣旨が明確に伝わらなかったため、再度提案させていただきます。

インクルーシブとは包み込むという意味ですが、子どもたちは年齢、性別、また、障害の有無など多様性に富んでいます。子育て、多様性に優しいまちづくりのためにも「インクルーシブ遊具」を最低市内3地域それぞれに1か所ずつ設置することはできないでしょうか。

また、公園管理、遊具設置などを自治会等に委ねるのは事故に対する責任や金銭的な点で厳しいと思われるので、行政が主導し導入することで、子育てに優しく、また、SDGsの観点からも望ましいと思いますが、市長の見解を再度お尋ねいたします。

③森林譲与税に関して質問させていただいた際に、市民が親しめる木材活用に対し前向きな回答をいただきましたが、その後の活用計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、遊具に関して、老朽化等により危険と判断した際には直ちに撤去することでしたが、例えば、「上狐森児童公園」には、以前、木製遊具が設置されておりましたが、老朽化のためか撤去され、その後は何もない状況で、児童公園との名称ですが子どもの姿は一切見かけなくなりました。

木材の遊具は、防腐加工などがされていても接合部などの老朽化が早い点など、アルミや高密度ポリエチレンに比べメンテナンスが大変な側面がありますが、撤去後の再設置がなされない理由と、今後の木製遊具の設置に対する考え方を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤聡議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1の(1)の①についてであります。まず、市内には都市公園や農村公園などの市が管理する公園と、各町内会、自治会が管理する公園があります。規模の違いや遊具の有無など様々ではありますが、子どもたちが身近な地域で遊べる場所そのものは少なくないと考えているところであります。

現在は、子どもたちの放課後の過ごし方や遊びの選択肢が多様化していることや、少子化により地域の子どもの数が減少し、近所で一緒に遊べる友達が少ない、あるいはいないという状況も見られます。そのため、むしろ地域の公園を利用する機会が減ってきているのではないかと捉えております。

議員の提案する公園マップの作成についてですが、令和2年度に子育て支援課において、子育てに役立つ情報を掲載した「にかほ市子育てガイドブック」を作成し、市内の子育て家庭に配付しております。その中で、親子お出かけスポットとして、比較的規模の大きい公園をいくつか掲載し、周知を図っているというところであります。また、ガイドブックを補完する形で令和4年度に、超神ネイガージェンキリチャージプロジェクトにおいて、市内12か所の公園等を紹介した動画「あそび場ムービー」を作成しております。本プロジェクトのポータルサイトをはじめYouTube、象潟庁舎正面モニター等で公開しておりますが、情報が十分に行き渡っていない面もあるため、これらのコンテンツの周知方法の工夫が必要だと考えております。

また、今後、Webを活用して公園の位置図や特徴を掲載するなど、分かりやすく親しみやすい周知方法も検討をしてみたいと考えております。

次に、②についてであります。インクルーシブ遊具の設置についてであります。ご質問にありましたように、多様性を受け入れ、少しでも子どもたちの体験格差、体験の機会の格差の解消に取り組む必要があるものと考えております。毎年、遊具の修繕や更新等を実施しておりますので、そ

ういったタイミングでインクルーシブ遊具の設置の要否についても調査をしてみたいと考えております。

また、後半のご質問の自治会等が設置する公園や遊具に関してですが、もともと自治会等の意向で導入をされるものでありますので、実質的にその所有も自治会等に位置づけられております。そのため、市が直接導入して維持管理を行うのは難しいというふうに考えております。

次に、③についてであります。遊具の木材活用については、過去には少なからず設置を推奨してまいりました。ご質問で示されました上狐森児童公園の木製遊具は、平成6年に整備されましたが、平成30年度の遊具点検の際に、木材が腐って形の崩れが顕著であるために修復できるような状態じゃないと診断されたもので、直ちに使用を禁止して撤去をしたものであります。現在、上狐森公園に新たな遊具が設置されていない理由としては、市内の他の公園等に対する緊急性が高く、そちらを優先して整備している状況がまず挙げられます。また、当該施設の近隣で地元自治会が設置している公園を子どもたちがよく利用している状況が見受けられることなどから、整備には至っていないものであります。

公園の遊具に限らず、人口減少による公共施設の需要の変化なども踏まえて、施設の集約というものが、現在、大きな行政課題となっております。廃止に至らず、引き続き更新や改修を図る施設においても、長寿命化を念頭に置いて進める必要があります。

木製遊具の設置の考え方としましては、木材活用を促進する観点や建設や維持管理に要するコスト、そして耐久性などを踏まえながら今後も検討を図ってまいりたいというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤聡議員。

●6番（齋藤聡君） では、再質問させていただきます。

公園遊具、もしくは公園等に関して①から③まで一括でこれ質問させていただいたわけですが、再質問として、市長の公園、子どもたちが公園で遊ぶ、先ほど人口減少とともに子どもたちの遊びの選択肢も広がっていくというふうなお話もございましたが、その中で子どもたちが外で遊ぶ、もしくは公園の中で遊ぶ、そういった公園という知育の場、そういった面での考え方における本市における公園の役割、もしくは在り方というのは、市長はこの点についてはどのようにお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 公園に子どもが遊ぶということについては、やはりいろいろな効果があるというふうには認識はしております。当然一人で遊ぶ場合もありますでしょうし、友達と連れ立って遊ぶという集団グループ活動ということも認識はできると思いますし、実際、体を動かすことにより基礎体力の育成というようなことも考えられると思いますし、そこら辺については決して公園だけがその役割を果たしているというふうなものではありませんけれども、公園という遊具が、ときに大きな利便性を発揮してくれるのかというふうには理解をしております。

すいません、議長にお願いなんですけど、先ほど私、答弁の中で1か所間違っただけのところがありまして、そこについて修正させていただきますが、「規模の違いや遊具の有無など様々ではありますが、子どもたちが身近な地域で遊べる場所そのものは少ないと考えております」と答えたよう

ですが、「少なくない」というのが正しい表現でしたので、その部分については、議長の修正の範囲で、権限の範囲内でよろしくご修正いただきたいと思います。（該当箇所訂正済み）

●議長（宮崎信一君） 齋藤聡議員。

●6番（齋藤聡君） ②のインクルーシブ遊具について再質問させていただきます。

私、以前もですが、このインクルーシブ遊具について質問させていただいた際に、ちょっと私事のことでも入るので、なかなか再質問というのが難しいかなと思ったんですが、例えば私の子どもを連れて、まだ3歳未満ではございますが、連れて公園に遊びに行った際に、どうしても、例えば中学生であったりとか小学生高学年であったりとか、自分の子どもよりも少し大きなお子さんたちが遊んでいると、その中に入っていくことを躊躇するというか、そういったのがあって、なかなか人が使っているところに入っていけないという、そういったちょっと光景を目にしておりました。周りのお子さんたちも、すごくいいお子さんたちで、一緒に遊ぼうよというふうに声をかけたりとかってしてくれるんですけども、なかなかちょっと子どもながらに踏み込めないという、ちょっとそういうところを見て、うーんって、そうすると人のいない時期、時間とか、人のいないときに連れていくしかないのかなとか、そういうふうに親として思ったりとか、あとはちょっと障害のあるお子さまをお持ちの親御さんに聞いたんですが、ちょっと小学生くらいまでの間は、低学年の頃には、自分の中でそういう意識がないから元気に公園に入って行って遊ぶことができるんですが、これが例えば中等部、高等部になってくると、自分の中で少し——これは親御さんのお話です。親御さんの話として、少し自分の中で、ちょっと他人と違うのかなという意識が芽生えてくるせいか、なかなかその輪にとけ込めない、もしくは入り込もうとできないというようなお話も伺いました。そうした点で、ちょっと質問の中でも申し上げましたけども、年齢や性別、そういった様々な多様性を受け入れてくれるというか、そういった場の中に、このインクルーシブ遊具があると、少しはいいのかなというように思いで質問させていただいたんですが、市長はこの考えについてどのように思われますでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 議員の以前のインクルーシブ遊具についての質問等について、それ以降ですね、担当の方で何らかの研究していることがあればお答えをいただきたいと思うんですが、いずれインクルーシブ遊具という言葉は、今どきの言葉だと思います。子どもたちが公園で遊ぶということについては、やはりそれぞれの年齢、性別等も含めてですね、年齢層、階層的な違いというのは出てくると思います。そこについて、そのみんなが遊べる環境づくりを行政だけが準備をするべきなのかというと、それに一つ一つ答えていけば、それにやっぱりいろいろなコスト面でも限界は出てくるんだろうというふうに思います。あった方がいいに越したことはないんですが、それを全ての要望に対して準備していくかとなると、それはちょっと違うのかなと私は思います。

どのような遊具であっても、親の考え方、価値観もあります。自分の子ども、あるいは障害等についてもよく分かります。それについて、その同異に合わせて全てを準備するというのは、なかなか難しいのかなというふうに思いますが、あって使わないのと、なくて使えないのは違うというふうに私も認識はしていますので、インクルーシブという言い方で包含させる遊具について、これも

あった方がいいのかなかった方がいいのかといえば、それは私の認識としてはあった方がいいだろうということはあるんですけども、いずれどのような遊具を使ったとしても、そこには必ずルールというのがありますので、簡単に私の価値観だけを述べるだけでは、ちょっと答弁としては申し訳ない感じはします。

●議長（宮崎信一君） 齋藤聡議員。

●6番（齋藤聡君） 確かに行政にだけですね、全ての負担といいますか様々な要望に対して要求していくということは、財政面に関してもあまり責任のあることではないとは思われますが、例えばですけども、これちょっと私の認識不足だったら申し訳ないんですが、国土交通省のインフラ長寿命化計画の中に、これ、道路や港湾などが主となっておりますが、老朽化等に伴う機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に回復するために必要となる設計、撤去、築造などの費用、もしくは現行基準への適合のために要する機能向上経費を含むとする個別補助制度があるようですが、この個別補助制度には公園も該当するようですので、活用できるようでしたらぜひ検討していただきたいかなと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

(2)です。旧上浜小学校、旧上郷小学校は、インキュベーション施設、関係人口創出のための交流施設として利活用されております。それぞれ事業者も選定されておりますが、当初、各旧小学校は地域住民も参画し活用できるものとの説明を受けてきました。学校体育館は一般市民が利用できるスポーツ施設として活用されておりますが、グラウンドに関しては遊具の撤去や、今後、当該地域住民、子どもたちが利用できるのか明確ではありません。地域の親御さんからは、「遊具がなくなった」「今までは遊びに連れていけたのに遊ばせてよいのか分からない」などの声を伺っております。事業者が計画する利活用計画の中で、地域住民が利用し、子どもたちも自由に遊ぶことができるのかを質問させていただきます。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 1番の(2)についてお答えをさせていただきます。

旧上郷小学校のグラウンドについては、閉校後、グラウンドとしての用途は廃止しましたが、地元の子どもたちや親子連れが野球やサッカーなど、ふだん何気なく遊ぶ場として利用されたり、ときには地元消防団の練習場所としても利用されるなど、特段条件はつけずに自由に使用することができているということであります。

ご承知のとおり、令和5年4月1日以降は、運営事業者が体育館を除く校舎、サウナ棟、プール、グラウンド、そして学校用地の管理を行う旨の契約を締結し、現在は施設のオープンに向けて準備を進めているところであります。ご質問のグラウンドについても、事業者が運営していく上で今後の活用方法を検討しているところであります。

事業運営にあたっては、地元住民との協調を図ることを前提として契約を締結しておりますし、現時点ではグラウンドは未整備であり、特段制限を設けておりませんので、自由に利用することができるようになっております。

今後、新たな事業計画によってグラウンドの整備改修を行うこととなった場合には、地域の自治会等とも十分に協議しながら利用方法について相談をしていきたいと考えております。

一方、旧上浜小学校のグラウンドにつきましては、現在、体育館と同様にスポーツ施設としての取り扱いとなっておりますので、利用申請をしていただくことで利用可能となっております。

遊具については、旧上郷小学校はグラウンド施設を廃止しての撤去等は行っておらず、現在も鉄棒などが残っております。老朽化等により、一部の遊具は使用できませんが、グラウンドに新たな遊具を設置することは考えておりません。

なお、旧上浜小学校については、もともとグラウンドに遊具は設置されておらず、撤去等を行ったものではありませんので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 齋藤聡議員。

●6番（齋藤聡君） 今の市長のご答弁でありますと、旧上浜小学校のグラウンドに関しては、体育館と同じようにスポーツ施設であり、利用は可能であるというふうにご回答いただきました。旧上郷小学校のグラウンドに関してですが、以前にも旧上郷小学校の利活用に関して、計画段階から同僚議員からも地域住民が集える場所、例えば花火を行うとか、もしくは持ち回りで運動会をやるとか、そういった地域住民の憩いの場、もしくはそうした集まれる利用の場として使ってはどうかというような提案もございましたが、過去3年の進め方によって方向性が出てきたわけがございます。現在、先ほど市長がおっしゃいました上郷小学校のサウンディング型市場調査を実施された内容の中では、アンケート調査の中に、利活用のアイデアとしてグラウンドの通年キャンプ場としての活用や、要望としてはグラウンドの芝生の整備、周辺の植樹などといったことも挙がっているようでございます。そうした点を踏まえましてですが、再度質問させていただきますが、旧上郷小学校において当初より旧上郷小学校の事業の方向性、進め方が、関係人口の創出や地域の拠点となる施設の方向性を持って事業を進めてきた、進めているというふうに理解しておりましたが、今後、事業者によって、先ほどのサウンディング型市場調査の内容にもありますが、事業者がどのような決定を下すかというのは、行政サイドではまだ確認はできていないかもしれませんが、もしそれが通年型のキャンプ場などとしてグラウンドが利用されるというふうになった場合には、地域の拠点、もしくは地域住民等の憩いの場としての平場としてのグラウンドの活用という側面が失われるのかなというふうな懸念があるんですが、この点についてお伺いしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） ただいまのご質問については、担当の方で答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 総合政策課長。

●総合政策課長（高橋寿君） それでは、ただいまの質問の旧上郷小学校のグラウンドについてでございますけども、サウンディング調査を行ったのは、提案をしていただける事業者からの提案として、そういうキャンプ場ですとか芝生の整備ですとかという提案をいただいたものです。今の運営事業者から提案をいただいたものではありませんので、先ほど市長の答弁にもありましたけども、今後のグラウンドのキャンプ場の整備ですとかそういったものも含めてですね、今後の整備については運営事業者の方からの方針、改修の計画、そういったところをもって地元の自治会等とも協議

して、どういった整備まで行うかとかですね、そういったところも含めて一緒に検討してまいりたいと思います。キャンプ場の整備なんかは、ちょっと今の事業者からの提案ではございませんので、そのように整備を考えているということで、現在ではないということをご理解いただきたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 齋藤聡議員。

●6番（齋藤聡君） これ以上質問すると、質問の趣旨から少し外れてしまうようですので、ちょっとこれ以上は再質問いたしません。当該事業者さんの方から出された際に、グラウンドも含めですが、旧上郷小学校の利活用についても、地域住民の方々の生活、もしくは先ほどから申し出ておりますが、地域で暮らす子どもさん方のためにも、そういった場所が失われることのないような協議等を進めていただけたらなというふうに思い、この質問を終わらせていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

(3)番です。以前、「移住・定住」施策として、にかほ市の魅力である豊かな自然環境の中での生活が「森の学校」になるとの持論を申し上げました。しかしながら、現実には、学校から帰宅すると海や山で遊ぶことに制約があり、この豊かで素晴らしい環境を子どもたちが日常から享受することができなくなっています。確かに大切な子どもたちの命を守ることは至上命題であり、規制を設けることは必要不可欠なのかもしれません。私は学者や有識者ではありませんが、個人的な見解として、自然と触れ合いながら育つことで創造性の醸成、危機回避能力が身に付き、何より心豊かな優しい人間になると思っております。さらには、子どもたちの今後の人生において選択肢を増やし、これからの社会で貢献してくれる人材育成にもつながると思います。そうしたことを踏まえ、質問いたします。

①公益財団法人河川財団の「子どもの水辺サポートセンター」では、過去の水難事故のデータをマップ化し、水難事故の防止マニュアルなどを提供しております。にかほ市でも海においては遊泳禁止区域などが定められておりますが、河川においても川が屈曲し流れが複雑になっている箇所、急に水深が深くなる場所などの危険区域を調査し、子どもの命を守るための水難事故防止マニュアルを作成することは可能か、お伺いいたします。

②先述したとおり素晴らしい自然環境の中で子どもたちに教育を受けてほしいと思っておりますが、自然の中で遊ばせることの体験活動の重要性と、けがや事故に巻き込まれるなどの命のリスクを比較することができないのが実際のところだと思います。そこで、最近はいカメラにより、プールで溺れる子ども探知するシステムを全国の小・中学校に無償提供しようとする動きや、AIカメラやドローンによる離岸流の探知システムなどが開発されておりますが、先に質問した危険区域マップなどと併用し、子どもたちが自然の中で安全に遊べる環境づくりを先端技術で支援する子育ての取り組みの構築はできないかを見解をお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (3)については、私から①の一部についてお答えをし、その後、①と②について教育長から総合的にお答えをしていただきます。

初めに、私からですが、①の河川の危険区域の調査と水難事故防止マニュアルの作成についてありますが、河川管理者の立場から述べさせていただきたいと思います。

市が管理する主な河川としては、琴浦川、大瀧川、元滝川、三本堰川、川袋川などがありますが、全ての河川において屈曲、流速及び水深などの危険区域調査は予定をしておりません。

もとより、この調査の前提となるべき市管理の河川の全てにおいて、河川台帳を整備していない状況となっております。また、市内には県管理の白雪川や赤石川、象瀧川、奈曾川などがありますが、県に伺ったところ、こちら現況を網羅した台帳図の整備ができていないとのことであります。

市内の河川は、鳥海山を起点として日本海へ注ぐ、延長が短く急峻な形状となっております。そのため、鳥海山に雨が降ると短時間で水位が急上昇し危険な状態になります。また、湧水を水源とする河川においては、真夏でも水温は低く、水遊びには適していないと考えられます。これらのことから、市内の河川での水遊びについては、総じて安全性の確保が非常に難しいため、ご質問にあります危険区域の調査や、河川やその周辺に立ち入ることを前提とした水難防止マニュアルの作成は、現実的ではないと考えております。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

【教育長（小園敦君）登壇】

●教育長（小園敦君） それでは、私からは教育委員会の視点からお答えさせていただきます。

初めに、①についてであります。気温の上昇や小・中学校の夏休み期間ともなりますと、7月・8月には全国的に河川や湖、沼などの水に関する痛ましい事故が起こり、こうした報道を見聞きするようになります。そのような子どもの災難や事故等のニュースが報道されるたびに心が痛みますし、お亡くなりになられている方々にお悔やみを申し上げたいと思います。と同時に、本市にかほ市における状況は、どのような状況にあるのか、それらを同じような状況ではないのかなというようなことは、改めての状況確認を想起させるきっかけであるとも思っております。

教育委員会及び小・中学校は、児童・生徒の命を守ることを何よりも最優先しなければなりません。そのため、安全第一、この考え方に立ちまして、小・中学校では海水浴場の遊泳区域のように許可された場所以外の、例えば河川での遊泳、あるいは岩場の磯や河川敷といったような、海や川で遊ぶことは禁止、制限といった指導を行っております。このように海や川での遊びについては、先ほど申し上げましたように、安全を最優先したきまり事を定め、これによる指導を基本原則としておりますので、新たに河川の水深の深さなどを捉えた危険箇所に関わる調査及び水難事故防止マニュアルを作成することは考えてはおりません。

なお、こうした指導は、ご家族や子供会のような保護者と一緒に楽しめる海、川をフィールドとして過ごすような活動と、こういった活動までも禁止しているものではありませんので、ご理解を、誤解のないようお願いしたいと思います。

このようなケースにあたっては、ご質問にありました河川財団ホームページで紹介している「水辺の安全ハンドブック」などを活用して、あらかじめ危険リスクや安全対応策といった情報収集、知識習得をしておくことが保護者、あるいは大人の役割として重要であるというふうに考えており

ます。

また、小学校においては水泳指導ございますが、この中で着衣水泳を体験させており、もしも海、川、湖などでの不慮の事故に出くわした、出くわしてしまったときの、落ち着いた対応の仕方を学ぶ機会を設けております。

もちろん齋藤議員がお話のように、自然と触れ合うことは非常に大切であり、危険回避や課題解決能力を高める、あるいは豊かな人間性を育むためにも貴重な体験であると考えております。学校においても自然体験の活動を重視しておりますので、申し添えますが、学校における例を挙げますと、生活科、理科等の教科における活動だけではなく、にかほジオ学、ジオパーク教育の学びから、ふるさとにかほ市の素晴らしい自然を五感をもって直に感じることで、誇りと愛着を培うように、この地域を支えていく人材の育成を図っております。また、宿泊体験学習においても、自然との触れ合う機会を設けているところであります。

次に②の先端技術で子どもたちの自然の中で安全に遊べる環境づくりによる子育て取り組み構築の見解について、これも教育委員会の視点にてお答えさせていただきます。

ご質問にあった全国の小・中学校に無償提供の動きが見られるAIカメラの開発においては、中央大学のグループが進めているといったニュース、報道等において承知しております。

このことについては、今後どの程度の期間によって報道のように無償提供といった働きかけがあるものかを含め、その推移やカメラの性能、システムの仕組みなどを見守っていきたいと思っております。

そでご質問に、自然の中で安全に遊べる環境づくりとありました。議員が思い描いている自然環境のイメージ自体をつかみにくいところではありますが、ご質問の流れから、水関係の、ここでは地形、形状が手つかずの現状、自然のままの河川を指しているものと捉えてのお答えとなります。

教育委員会と学校では、①でお答えしたように、児童・生徒の命を守ることが何よりも優先されますので、安全第一に学校内、校外での過ごし方のきまり事を定めた上で指導しています。そのような状況にありますので、河川、河川敷を活用した安全対策を施した新たな環境、遊び場の整備といったことは考えておりません。自然との触れ合いについては、先にお答えしましたように、学校管理下における授業や野外活動、宿泊研修といった機会を捉えて、体験の場面を設けて整えていくことが望ましいと考えているところであります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤聡議員。

●6番（齋藤聡君） 教育長に改めましてちょっと再質問というよりも確認の意味で、ちょっと一つご質問させていただきます。

先ほど、子どもの命は何よりも優先される、これはもう間違いないことでございます。まず私も今年にも入り、毎年ですが、夏になり、痛ましい事故のニュースを耳にするたびに、他人事ではないような気持ちになることが、まず聞きたび毎回ございます。そうした中なんです、小・中学校におきまして、例えば海であれば遊泳禁止区域などがございますが、海、もしくは河川ですね、河川についても、これ基本的に生徒さんたちは、生徒さん自身で屋外で放課後等、もしくは夏休み等ですが、そういった時期に、子どもさん自身、先ほどおっしゃった家族等がない状況で遊ぶこと

は原則禁止というふうにされているのでしょうか、ちょっとこちらの方ご確認させてください。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

●教育長（小園敦君） 子どもの判断というものは、これ小学校1年生、2年生、3年生、中学生、成長過程ありますよね。ですから、当然その判断は個人によっても違うし、親のふだんの家庭内の会話でも違ってはきます。違ってはきますが、それを個々で対応していたら、これ大変なことになると思いますよね。したがって、にかほ市では、これ小学校のきまり、中学校のきまり、今ここにあるんですけども、例えば海水浴場であっても、小学校ですよ、保護者と一緒に行くこと、遊泳禁止区域では絶対に泳がないこと、文面化して、しっかりとご家庭に周知しています。中学校では、水泳は3人以上で許可された場所で泳ぎましょう。これ、中学生ですよ。判断ができてきています。成長してきています。危険回避も自分たちで判断しなきゃいけない。しかしながら、河川、これは許可されていないんです。したがって、しっかりと学校で規則を周知して、そして楽しい夏休み、あるいは長期間これを本当に自然と触れ合う、そのためには、もしかすると自然は一步間違えると猛威を振るうかもしれない、ここまで各校で指導して、そして夏休みを迎えているということをお伝え申し上げます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤聡議員。

●6番（齋藤聡君） それでは、市長の方に再質問をさせていただきます。

質問全体におきまして、子どもの教育といいますか子どもたちの学び等、もしくは自然の触れ合い等についての流れでいろいろと質問させていただきましたが、先ほど申しました中央大学研究開発機構の石川教授のチームが今開発しておりますプールでの溺れている可能性をAIカメラが認識するこのシステムを、まず無償配布しようとする動きが今進められているようです。まだ研究段階ではあるとのことですが。また、先ほども申しましたけども、ドローンなどを用いて海水浴場での離岸流、最近またそれも話題になって、今年の夏もちょっと痛ましいニュースがありましたが、そういったものを検知する、ドローンがAIカメラで撮ったものを、例えばですけどスマートウォッチ等に通知するような、そういったシステムが開発されているようです。先ほどから教育の問題もしておりますが、観光都市としてもですが、ここシステム等に投じる金額というのは、やはりかなりの財政負担を生じさせるわけですが、近年、例えばライフセイバーが減少しているとか、監視員が少ない、もしくは突如の自然の天候の変化、そういったものがある中で、例えばにかほ市では今インキュベーション施設として上浜小学校の中でドローンなどを活用したもの、事業主さんも入っているようですが、そうしたものを行政がせっかく民間がそういったものをやっている、この間のちょっと消防訓練でも面白いものを見させていただきましたが、そういったものを活用して、子どもたちの命を守るだけではなく、観光施策の中として海や山、プールでもそうですが、そういったものにこうした技術を導入していくというようなお考えはあるかどうか質問させていただきます。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 齋藤聡議員の今回の一般質問については、自然を使った教育、情操教育とか含めて、そういう趣旨なんだろうというのは認識はさせていただいております。そういう教育、あるいはそういう活動ができるような環境づくりとして行政ができることは何なのかということをお

考えたときに、先ほどの公園整備とかインクルーシブとか、あるいは今言ったような水辺の活用とかできないのかと、そのためにAI技術を使ってということだというふうに全体としては認識はさせていただきます。

ただですね、今、議員がおっしゃるように、プールでのAIカメラの無償配布とか、あるいはドローンを使った海水浴場の監視ということについて、現場がどこまで対応しているかというのも今のところ私ども不明でありますし、それがどういうものであるかというのもまだ調査もしていません。その段階において私の方で、はいやりますということをお伝えすることはできません。あくまでも今の段階で言えることとすれば、その可能性についての調査をさせていただきたいという答えになると思います。

【6番（齋藤聡君）「以上、終わります」と呼ぶ】

●議長（宮崎信一君） これで6番齋藤聡議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3番佐々木正勝議員の一般質問を許します。3番佐々木正勝議員。

【3番（佐々木正勝君）登壇】

●3番（佐々木正勝君） 3番佐々木正勝、通告に従って質問いたします。

今日は、熱中症予防対策について伺っていきます。

今年の夏は、酷暑と言っても過言ではないほど暑い日が続いており、過去に例を見ない異常な暑さで、命に関わる危険な暑さという報道も多くある。

日本医師会の記者会見記事に、気候変動の影響等による猛暑がもたらす熱中症によって、救急搬送者数や死亡者数が全国で増加傾向、死亡者のうち8割以上は65歳以上の高齢者で、その約6割はエアコンを使用していなく、エアコンがあっても使用していなかったが76%、エアコンがなかったが8%とあった。高齢者には、熱中症予防に有効で命を守るエアコン利用の重要性を正しく理解してもらおうサポートが大切と記事を見て感じた。

にかほのアメダス記録でも、過去にない厳しい暑さが続いているのが読み取れる。今年7月から8月16日までの間に、夕方から翌朝までの最低気温25℃以上の熱帯夜が12日、最高気温25℃以上の夏日が26日、30℃以上の真夏日が12日、8月に入り、35℃以上の猛暑日が6日記録されていた。熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかける「熱中症警戒アラート」発表が8月5日から11日まで連日発表されており、その間、6日間も「熱帯夜」が続いていた。

8月13日の新聞に、熱中症による死亡事故の痛ましい記事が掲載された。本市の集合住宅に住む

一人暮らしの70代男性で、玄関や部屋の窓は施錠され、扇風機が動いていたというがエアコンの設置有無は記載なかった。熱中症予防行動をとるよう促すための情報「熱中症警戒アラート」は、「男性に届いていたのか」「エアコンはあったのか」「男性には声かけする人がいなかったのか」等いろいろ考えさせられる事案だ。そこで以下質問いたします。

(1)「熱中症警戒アラート」が連日発表されている中で、一人暮らし高齢者の熱中症疑いの死亡事故が発生した。警戒アラートが連日の発表でも、起きてしまったこの事故を、どのように受け止めているか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木正勝議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1番の(1)についてですが、まずもってお亡くなりになられた方のご冥福を心よりお祈りを申し上げさせていただきますとともに、ご遺族の方々には心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

この痛ましい事故については、本人の心身状況、あるいは生活環境等、詳細なことが不明であるため、予防できたかできなかったかとは一概に申し上げることはできませんが、改めて熱中症予防の取り組みの重要性を感じるころではあります。

熱中症の予防については、冷風機器の設置など環境が整っていることに加えて、本人自身が意識して熱中症予防に取り組むことが重要であると考えております。熱中症については、連日、メディア等で注意喚起が行われておりますが、高齢になるにつれて体温調整機能が低下しやすく、温度に対する感覚が弱くなり、暑いと感じにくくなるといわれております。窓を開ける、水分を取るなど、基本的な熱中症予防の必要性を、なかなか自分事として捉えにくくなるため、家族や地域など、より身近な方々が互いに気をかけてこまめに声をかける必要があると考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今回の答弁では、この件を受けてですね、いろいろ本人の心身とか、いろいろな状況あるけども、市としてはそのような要因、経過としては把握されていないというような答弁でした。

私はこの件を受けてですね、何でこういう事故が起きたのかということ考えた場合、こういう件を受けて、起きてしまったことというのは事実としてやはり受け止めるべきだと思うんですね。その事実として受け止めたことをですね、同じことを繰り返さないためにはどうすればいいだろうかというふうに考えるべきだと思うんですね。その事実を知ることが、この次の対応策に生かされると思うんですね。だから、その事実から何を学ぶべきかというのは、私この件を受け止めて思ったことなんですね。ですから、要は要因が分からないで済まされれば、今後、市としてどういう対応策をとっていくべきかというのは出てこないと思うんですね。やはり、事が起きたら何で起きたんだろうということを調べる、把握する、把握したものに対していろいろ検討を加えて、じゃあ二度と起こさないためには、じゃあこれをどう変えていくべきかというのを議論する必要があると思うんですけど、その辺のところは答弁いただけませんでした。普通であれば当然受け止め

るということは、何で起きたのかということも考えて、そこまで入っていくべきだと思うんですけども、ここだから言えないという事情もあるかもしれません。でも、私は、せめてこの人と同じようなことを繰り返さないためには、市でできることは何なんだということを考えていただければなと思ってたんですよね。市長はまず熱中症、基本的なそういった熱中症対策をこれからも続けるというふうに言われましたけども、今回もその熱中症警戒アラートというのは、連日発表されているんですよ。その連日発表されている中でこういった事故が起きるということは、こういう周知、今までの周知、本当によかったのかどうか、これ2番の質問になるんですけども、2番はまた別として、そういうふうなことも考える必要があると思うんですよ。だから、私は今回は、この件で、もう再発はしてもらいたくないというか、再発防止として、やはり市に何か考えていただきたいというのが私の考えだったんですよ。

再質問として伺いますが、熱中症警戒アラートが連日発表でも起きてしまう事故に対しては、防ぎようがない事故と受け止めているか、再質問として伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今の再質問の前段で申し述べられていたことについては、2番目の質問の中でお答えをさせていただきますので、そのことについては答弁を避けたわけではなくて、2番目の質問に対する答弁として準備をさせていただいているというふうにご理解をいただきたいと思えます。

事故について防ぎようはあったのかなかったのかについてですが、ここについては議論は分かれるところだと思います。当然、行政だけでできることではありませんし、個人の認識も必要だと思います。防ぎようがあったのかなかったのか、これを一件一件全部を把握していたのかどうかということについても関わってくる問題ですので、私としてはここについて今大きくこうだったというには、あまりにも事実として今、私どもに伝わっている情報が少ないというふうに認識をしているところであります。

実際、どのように対応されていたのかというのが、もし担当の方であればお話をしていただきたいと思いますが――。よろしいでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 行政として何をやるべきか、個人として何をやるべきか、それはあると思うんですよ。でも、行政としての役割としては、個人として動くようにもっていくというのが役割だと思うんですね。これは2番にも関わることで、長くは言いませんけども、でも、この件を受け止めて、じゃあどういうふうに思うかということ、やはり二度と起こらないように防ぎましょうよというふうに思うのが普通だと私は思ったんですけども、その辺のところは考えが違っていて、これ以上追求はしませんけども、その辺の中です、熱中症警戒アラートはこのまま続けます。でも、あと行政として、国から、県から来ている以外の何か考えていることって、熱中症予防に対して、今のかほ市として考えていることがあったらお願いします。

●市長（市川雄次君） (2)番ですか。

●3番（佐々木正勝君） ただ、これは、この起きたことに対してどう考えているかっていうのを

聞きたいんです。

●市長（市川雄次君） それは先ほど答えたとおり。

●3番（佐々木正勝君） じゃあ今、2番と答弁が重なるということなんですけども、それでは、こういった事故というのは、ほかでも起きては起きてます。ただ、国の方では、寒冷地とそうじゃない地域、それが結構差があるということなんです、この熱中症対策に対しての意識というか、対策というか。だから、そういった意味で国の方としても2030年熱中症死亡者ゼロというのを目標に掲げて今動いているんですけども、その動く中で各自治体の方にも通告を出して、いろんな役割を申し上げているみたいなんです。ですから、そういったことを踏まえて私はこの事故に対して、市としてはこういう受け止めに対しては私たちは今度こういうふうにいきたい、いくべきだというふうな考えがあればということで1番の質問をさせていただきました。

このままいくと通告外になっちゃうんで2番に移ります。

(2)熱中症警戒アラート発表時の予防行動にある「エアコンを適切に使用」は、自宅にエアコンが設置されていることが前提となっている。エアコンがない世帯のとるべき行動も、情報として必要と思う。エアコンがない世帯のとるべき予防行動を、どのように周知しているか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)番のご質問にお答えをさせていただきます。

本市におきましては、秋田県を対象に熱中症警戒アラートが発表された場合に、気象庁が発表した内容を要約して「防災あんしんメール」で配信をしております。このメール配信は、本市が任意で行っているものであり、全ての自治体が行っているわけではありません。この防災あんしんメールで周知しております熱中症を予防する行動のうち「エアコンを適切に使用する」については、議員のおっしゃるとおり、エアコンのない世帯には当てはまらないものでありますが、そのほかの項目「外出は極力控える」「運動を中止する」「こまめな水分・塩分補給」、そして「高齢者には呼びかけを」といった内容については、エアコンの有無に関係なく全ての方々に重要な予防行動として周知を図っているものであります。

また、高齢者においては、議員のご質問にもありますように、エアコンがあっても使用しない方々が多数おります。実際、私が福祉施設に勤務していたときについても、デイサービスの迎えに行くと、真夏の30℃を超える日も自宅の窓を締め切り、何枚も重ね着をしていたり、中には自宅内で真夏にストーブをつけていたりする人も見受けたりしました。

このように、高齢者については、基本的な熱中症予防についての注意喚起が大切だと考えていますので、例年6月から主に75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に実施している高齢者等声かけ見守り巡回事業において、チラシを配布しているところであります。チラシの内容としては、熱中症の症状、熱中症予防のポイントを記載し、自分の体の変化に早めに気付くことの大切さを周知しております。

また、地区では心配な方に対して民生委員が独自に訪問されているところもあります。

このように、防災あんしんメールのほか、市民と接する機会を通じて基本的な予防行動を呼びか

けているところですが、今後はエアコンだけでなく扇風機の活用や、すだれや遮光カーテンにより直射日光を防ぐなど、よりこまめな室内の温度管理について呼びかけてまいりたいと考えております。

また、8月の段階で秋田県内も9月中旬くらいまで猛暑が続くとの予想がありましたので、市民の皆様には暑さをしのいでいただくため、クーリングシェルターとして市内3地区の公民館の一室を8月29日から開放しております。これについては防災あんしんメールや市ホームページで周知を図っているところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 熱中症警戒アラート発表時に、にかほ市単独で要約して流しているという答弁いただきました。4項目ですか、そのうちエアコンを除けば、エアコンがない世帯にも通用すると思うんですけども、その中でですね「外出を控える」というのがあるんですけど、エアコンがない世帯が今夏、外気温が三十七、八度、部屋の温度が三十七、八度以上になっているところもあるんですね。そういった場合に、そういう暑いところに外出を控えていられるかなど。私この質問させていただいたのは、そういうことを考えて、それでどういう周知しているのかなど。その周知の中に、こういった35℃以上の部屋にいる人のことも考えた、何かあるのかなということでもまず(2)として質問させていただいたんですけども、さっきの答弁で、扇風機も使うというふうにおっしゃいました。この扇風機もですね、室温が35℃以上になると使われないんですよ。35℃以上になるとですね、涼しさを取るどころか、熱が加算されて熱中症になる可能性が高まり、扇風機は熱中症マシン化するんですよと、扇風機はなるべく外気温が体温より低いときに使いましょうというものもあるんですよ。ですから、こういった注意書きというの、要はメール等で流すべきだと思うんです、私。ただ、そういった使いましょうとか、控えましょうじゃなくて、こういう注意点もありますよといったところも、私はそういったリーフレットでもチラシでも入れるのが親切かなというふうに思います。

周知方法もなんですけど、例えば防災メール、それからホームページ等で流した場合でも、それを見ない人は、じゃあ何を見て判断するのかなというところもあるんですね。暑さしのぎの公共施設利用、これ大変いいことなんで、私はこれ、もっと早く始めていただきたかったですけども、これはですね、利用者がほぼまずここを利用するというのは、高齢者のエアコンがない人たちだと思うんですよ。そういった場合にですね、携帯電話でそういう防災メールを見れる人たちかなど、そういうのもちょっと頭の中に入ったんですね。ですから、そういったその高齢者に対して、どういうふうな形で届けているか、届いているよというふうな確認もされていけばいいんですけど、その辺のところはですね、私ちょっと疑問に残るところです。

再質問として、何しようかなと今考えているんですけども、実際私、むらすぎ荘に行きました。行って、場所も見させていただいて、暑さしのぎの場所になるかなという、それはもう場所としては十分問題なく、誰でも使っていただければなと思ったんですけども、今日時点でどのくらいの人が利用しましたと言ったら、まだゼロですということだったんですね。昨日、一昨日段階ですか。だから、これ、メールが届いてて、もう大丈夫だから来ないのか、要はこういう情報が届いて

なくて、知らなくて来れないのか、その辺のところはちょっと自分で分からなくて、どうしようかなど。これってどうすれば使ってもらえるのかなということも思ったんですけども、その辺のところ、例えばこういった部屋を活用させてもらうような世帯には、どのようにして周知しているというふうにお考えでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） ただいまの再質問には、担当の方で答えをさせていただきますが、確かに届けたい情報が必ずしも届くというわけではありません。ここにおいてはジレンマを常に感じているところでありますし、届けたい情報と受け取りたい情報がミスマッチしていることも多々あることであります。そこら辺をどのように解消していくかについての現場の取り組み等についても、あわせてお答えをさせていただきますこととなります。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、ただいまの再質問にお答えを申し上げます。

まず、暑さしのぎの公共施設の開放に対する利用実績でございますが、今、再質問にございましたとおり、3地区の公民館のうち、いわゆる仁賀保公民館むらすぎ荘につきましては、現在までの利用実績がないというのが実績です。金浦・象潟に関しては、いずれも8月中でしたが、それぞれともに1日ずつで、1回当たりお二人の利用がございましたという、9月になってから、いってみれば3公民館での利用実績はないという状況でございます。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、この開放措置に関しては、あんしんメールと市のホームページでもまず周知という形しかとれませんでした。これは、まず開放を決めたのが、議員からもっと早くが望ましかったというお話ありましたが、これを決めたのが8月末ということでございましたので、その伝達の手段がなかなかなかったというのが正直なところと、あとは、あんしんメールでの伝達の趣旨といたしましては、それぞれ対象者の方が直接そのメールを読むことによる自助、あるいは周辺の方がそのメールを読んだ共助、当然市がそういうことを行うということの公助、これをまず伝えたいということでの趣旨でございますので、今回はいろんな時間的な制約もあって十分なその周知はできなかつたと認識をしておりますけれども、一応発信としてはそのような意味合いを込めてやっている。今後は、やはりその辺、いろんなジレンマもありますけども、あらゆる手段を通じて取り組むものに関しては、届けたい人に届くようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） あと、今の件でもう一回再質問させてください。

私がむらすぎ荘を見に行ったのが、ちょうど時間内で行ったんですけども、何時までじゃあここ開放ですかと思ったら、管理人がいる時間までですって言われたんですよ。実際、今年の夏の気温調べてみると、夜も気温が高い日が、もう結構続いている。要は熱帯夜が続いてて、もしその涼みを利用させていただくためにここに来て、帰ったとしても、暑い部屋が待ってるんですよ、ここ

を利用した人のそのエアコンがなくて来た、もしエアコンがなくて来た人だとすれば。そうした場合に、そこを利用した時間はいいんだけど、利用した以降は、じゃあどうすればいいのかなと。私これ、多分これ国から来てるんで、国もその時間というのは、24時間の利用というのは書いてなかったんで、私はこれ24時間にすべきかなと、こういう異常気象の中での気候変動というのは、もう自然災害と一緒にんで、災害と認識して、要は防災上の災害と認めた中で24時間、ここを避難所にした方がいいかなと、そういうふうな考えも私は持つべきかなと、国の方としても。だから、これは市も同じだと思うんですよね。24時間、何でできないのかなというのと、やっぱり管理人がいないからなんですよね。そうした場合に、じゃあ、災害があつて、避難所とした場合に、じゃあ管理人がいないから帰ってくださってというふうにはならないと思うんです。夜中も使えると。だから、そういった配慮も今後はしていただければなというふうに私は思います。これは私の一応考えをただ述べただけで、再質はしません。

あとですね、そこで思ったのが、こういったその使い方もあるんだけど、要は自治会館に冷房装置があるところというのは結構あると思うんです。だから、こういった公共施設の中でも、例えば自分の近くにある自治会館も開放してもらおうと、そういった考え方も出てくるのかなと思うんです。だから、公共施設の3拠点に行くまでには足がないんで行けないけども、自治会館までだったら行けるんじゃないかなという人もいると思うんです。そういうことを踏まえて、これ、通告外なりますかね、これ質問すると。もしお答えいただけたらお答えいただきますけども――

●市長（市川雄次君） (3) 番の質問に――。

●3番（佐々木正勝君） ――入る。じゃあそれ(3)番でもらいます。そういった考えも私、出たんで、その辺のところも市の方でも、そこまで考えていただければ、市民のことに對して、やはり誰一人取り残さないという形になるんで、その辺のところまでご検討いただければなということ(3)番に移らせていただきます。

(3)エアコンがなくても何とかしのげた夏が、気候変動による影響で今では「エアコン必須」の日常生活となっている。熱中症予防を目的に、経済的な理由で自宅にエアコンがない世帯に対し、エアコンの購入・設置費用を助成する考えはないか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)のご質問にお答えをさせていただきます。

全国的には高齢者を対象としたエアコンの購入・設置費用の助成を行っている市町村もありますが、本市の市民福祉部や高齢者と接する機会の多い社会福祉協議会、あるいはケアマネージャーのもとには、エアコンの購入助成の要望は直接は寄せられてはおりません。

また、議員もご質問の中で述べられているとおり、エアコンがあつても使用しない方が多いというのが現状であります。その理由としては、先ほど述べた高齢者の体質的なこともあります。それ以外にも、実際にケアマネージャーが訪問した世帯を例に申し上げますと、部屋が高温になっているためケアマネージャーがエアコンを稼働させるのですが、数時間後に再度訪問すると、暑くない、電気料がかかるからとの理由でエアコンを止めているということも、ままあるようであります。

このようなことから、エアコン利用の重要性を正しく理解してもらうことを最優先にして取り組む必要があると考えております。

また、(2)でも述べましたとおり、涼しく過ごせる場を提供するために、現在、市の公共施設の一部を開放しておりますが、議員のおっしゃるとおり、高齢者にとってより身近で利用しやすい場所、それは各地域の自治会館等であります。ですので、暑さをしのぐ避難先として今後活用することができないかということを考えているところであります。自治会館の整備への助成について、先ほど議員がおっしゃったように、市の集会施設整備費補助金を活用して、これまで多くの自治会が会館にエアコンを設置しております。今年度も新たに設置した会館があります。来年度以降も、今年度のような酷暑が続く可能性があることから、こうした助成制度の周知を図りながら、地域と連携した熱中症予防の取り組みについて検討してまいりたいと考えているところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 一応、国から来ているそのエアコン助成、これに対しては対応できる、やっていると。ただし、その申請してくる人数が少ないというようなことで私受け止めましたけども、これ、必要だけでも申請できないという人がいるのか、分かるけど私はエアコンがいないという人がいるのか、私その辺のところは、やはり時間と人、かかると思うんですけども、そのエアコンがないというのは、今、大体市営住宅というのは、最初エアコンないですよ。低所得者向け市営住宅というのは、最初はついてないけども、入った人がつけれるよ。入った人が入れたとしても、出るときには現状復帰ということで、外して、またさらの状態にしてから出るということなんで、市営住宅はあまりエアコン設置がされてないのかなというふうに思います。でも、今年みたいなそういった夏場のすごい猛暑といわれる三十七、八度がもう続くとなった場合に、どうしてもやはりそういう環境に置かれる人たちというのは、エアコン頼みになると思うんですけども、来れないというのは、そのエアコン助成をするというのが届いていないのかどうかだと思うんですよ。届いているけども、私もやっぱりお金がないから、全て市の方でじゃなくて、100%でないから、自分のお金も使わざるを得ないから、そういった余裕がないからつけられないという人も中にはいるのかなというようなことを考えた場合にですね、まずその市の方としては、助成する場合に、要は上限ですよ。対象者はどのような人が対象になっているというところを再質問として伺わせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今の再質問については担当の方でお答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） ただいまの質問で個人へ対するエアコンの助成というものはないんです。今、答弁にあったのは、自治会館への整備の助成というところでは国の助成があるということになっております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 私、じゃあ勘違いしました。個人だと思いました。ただ、私何で個人だと思ったかということ、平成30年4月1日以降、生活保護家庭に対して国の方で助成しなさいよと、

エアコン購入費用に、まず最初は5万いくらだったのが、今年3月から6万2,000円まで上げますよという通達を出しているんですよね。ですから、そういうことがある中で、こういった助成をうまく市でも使っているのかなというふうに思って、その個人というふうに受け止めたんですけども、個人にしてないということなれば、国はもう、要はそういう人たちに助成しなさいよという通達を2回、3回出してるんですよ。5月、6月、7月。それがね、届いてないということなのかなというふうに今思いましたけども、それちょっと意外でした。

例えば、じゃあ個人から来た場合、今、現状のにかほ市では、個人には助成しないという考えですか。再質問としてよろしいですか。

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午後1時35分 休憩

午後1時36分 再開

●議長（宮崎信一君） 再開します。

市民福祉部長。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） ただいま生活保護の冷暖房の補助というところがありましたが、そちらの方は保護の担当の方で新規保護対象者に関しては、エアコンの扶助がありますよという説明をしております。ただ、その説明をしても、二度三度説明しても、いらないという方は実際にいるようです。そういったところです。

●議長（宮崎信一君） 個人に関してあるかないかというのは。市民福祉部長。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） 失礼しました。個人に対する補助というものはございません。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今、市では個人に対しては助成ないということでしたけど、そうした場合に、国からこういった申請された場合には、6万2,000円まで支給しなさいよというふうに出ているというのは、それはもう無視するということですか。それとも市単独でそういったことはやらないということですか。——いや、それで続きあるんですよ。だから、こういったことを例えば生活保護の人が見て、あれ、こういうふうに国の方でいってるのに、何で市の方でないんだろうというふうに疑問視する人もいると思うんですけども、その辺のところちょっと私が何か誤解してるのかどうかお願いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） ちょっと行き違いがあるようで修正させていただきますが、個人という、すべからくという表現になっているので、その個人というのはいないんですよ。あくまでも生活扶助、要するに生活保護制度の下での扶助としての個人、世帯に対する助成はありますよと言っているのであって、生活保護制度、セーフティーネットとしての中での個人的な助成制度はあるけれども、

それ以外のところでの個人的なものについてはありませんよと言ってるので、そこら辺のことはちょっとすれ違っているのかなというふうに思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 丁寧な説明、理解しました。理解したんですけど、これ、国から来てるものというのは、生活保護が平成30年4月以降に保護を受ける世帯が対象になっているんですね。それ以前の保護者というのは、もう対象外なんですよ。だから、私はでも、それ、国って何でそんな考え方するんだろうと思うんですけども、同じ保護で、前から保護もらっている人は対象ならないで、平成30年4月以降対象になったものは6万2,000円まで支給、要はできると。いや、それはちょっと国としてもおかしいかなと思うんですけども、でも、今のその市長の答弁では、要はその平成30年4月1日以降、保護世帯と認められたものには助成するというふうに受け止めたんですが、それはそれでよく分かりました。

再質問させてください。それで、平成30年4月1日以前の生活保護を受けている人たちに対しては、こういった助成というのは考えないかということを質問させてください。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） すいません、細かいところについては担当の方でお答えしますが、生活保護、生活扶助、要するにこれについては権利ではありますけども、コンクリートされたものではない。要するに、その制度が遡及してやるというのであれば、それは既得権的な発想というふうに私はちょっと今、聞いててそういう感覚を覚えました。それは、国がどうしてそうなのかとなると、ちょっと私もそこは勉強不足ですので、今、何とかお答えはできませんが、担当の方でもし何らかあればそこら辺についてはお答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） 今、平成30年4月以前の政府の助成ということでしたけれども、国でまず認められていないものを扶助する、エアコンをつけさせるといったところが、その扶助費として認められないものをした場合、その保護費の返還とかそういったことに対応する可能性もありますので、その辺はちょっと確認してから考えさせてください。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 生活保護法が見直しされているんですね。それに家具・什器に今まで暖房しか入ってなかったのが冷房をわざわざ入れているんですね、見直し、改定で。だから、これは生活保護の中に、もう入れたということは、これはもう保護の中でこれも認めているよというふうに私は解釈しているんですね。ですから、そういった国がそういうふうに動いている中で、もう少し市の方もですね、要はもらえるのにももらえない人もいるという中で、もうちょっと呼びかけして、これ何で改定したかという、熱中症によって死亡者が多くなっている、死亡者をゼロにするための一つの方策なんですよ。気候変動対応対策の中の熱中症計画にこれが載ってて、目標値2030年ゼロにするというのがあって、それを地域、自治体にも、こういった自治体の役割として、こういうことを進めてくださいというのは、結構縦割りで役割分担した細かいことが載ってたのが流れてたんですけども、多分にかほ市の方にも来てると思うんですね、それは。だ

から、そういった形の中で動いていければなど。私は一番懸念しているのは、そういったその以降の世帯は認められて、以前の世帯は認められない、これはちょっとやっぱり国の方としてもね、市はやっぱり国の方から来るのに従うというのは、それは分かります。ただ、ほかの市ではですね、そういったことは関係なく、要は生活保護、何も関係なく、そういった生活に困窮している人、世帯に対しては、そういった保護、熱中症予防をまず重点施策に置いて、助成しますよという市が出てきているんですね、結構多くの市が今助成しているんですよ。その助成し始めたのが二、三年前からなんですけども、それもやっぱり熱中症で死亡する死亡者が多い市がやっぱりそういうふう動いているんで、寒冷地としての東北以北は、まだそういったのが浸透していない、だから国の方で寒冷地も含めて熱中症で死亡する人をゼロにしますよというのを国の方で通知を出したのかなど、そういうふうには私は受け止めてました。——私は生活保護世帯だけがこういった恩恵を受けるのは、やっぱり不平等だと思うんですね。生活保護にはなりたくないけど、生活保護のそういった年収に若干プラスされたような世帯というのも結構いると思うんですね。そっちの方というのは、結構厳しい生活しているというのはわかるんですけども、やはり行政としては、そういった世帯もいる、これから先もこういった猛暑が続く夏が来るんだよということを踏まえれば、やはり誰一人取り残さないというのはSDGsじゃないですか。健康で文化的な最低限の生活というのは、憲法にもありますよね。だから、そういった考えの下で、もう少し柔軟な対応ができるようにもっていただければなど私こういうふうにして次の質問に移らせていただきます。

(4) 高齢者は暑さの感じ方が鈍く、温度に対する感覚が弱くなるため、室内でも熱中症にかかりやすいと言われている。都道府県別熱中症による救急搬送状況、平成30年から令和4年では、65才以上の高齢者が最も多く、発生場所別では住居が最も多い数値となっている。本市における過去5年の熱中症による救急搬送者数推移でも、高齢者が多い状況となっている。その高齢者に対する、住居での熱中症予防のための啓発はどのように行っているか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） このことについては担当の方でお答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） それでは、(4)の高齢者に対する住居での熱中症予防の啓発についてお答えいたします。

全ての高齢者に満遍なくお会いして周知を図るということではできておりませんが、(2)でもお答えしましたとおり、高齢者等見守り巡回事業で訪問してチラシを配布するほか、要支援認定を受けている方や基本チェックリストで該当した方を対象とするミニデイサービスでは、冷房の設定や使用の仕方、水分補給について話をしているほか、ミネラル補給については会場内で実際に塩分チャージタブレット——餠みたいなのですが——、そういったものを準備するなど、ご自身の熱中症対策につなげる工夫をしております。

そのほか、一般高齢者を対象とした介護予防教室や出前講座、介護認定申請時の訪問調査など、あらゆる機会を通じて熱中症予防の注意喚起を行ってきております。

また、要介護認定者には、ケアマネージャーが訪問しており、エアコンをつけるよう説得し、心配な方には一日に数回訪問するなど対応していただいております。

しかし、(3)でもお答えしましたが、エアコンを稼働してきても数時間後に訪問すると本人が止めていたり、稼働しようとするとうらなれたり、ご理解いただくのにかなり難儀をしているとも伺っております。住環境を整備することも必要ですが、本人の行動変容というところも課題であると捉えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 啓発活動はこまめにやられているというのは確認いたしました。

最初の質問で出した熱中症疑いによる死亡者が出た、この人の住んでいるところにも、こういったその見回りというのが回られて、それで指導とかやられたもんですかね。その辺のところお答えいただけたらお願いします。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） 熱中症で亡くなられた方のケースであれば、75歳未満というところで、今回の見守り巡回の対象にはなっておりませんでした。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） そうした場合に、今回75歳未満の方ということで巡回はされてなかったわけですが、亡くなった事実は事実ですよ。そうした場合には、その75歳以上で本当にいいかっていうところも、やはり検討はするべきだと思うんですよ。だから、そういったことも含めて、やはりこういった猛暑というのは70歳も75歳も、やはり35℃以上の室温なれば、もう大変だと思うんですよ。私、今71歳になるんですけども、私も35℃の部屋に10分間いました。でも、10分以上はいれなかったです。それで扇風機使ってみました。もう暑い風が来て、逆に扇風機が悪さして、扇風機止めましたけども、やはりその年齢でこういった、今までの気象を頭に入れた中でそういった線引きというのは、今みたいな異常気象が起こっている、猛暑が続いている今の状況では、考え直すことも必要だと思うんですよ。

再質問として伺いますけども、75歳以下70歳以上の方もそういった見守りを検討していただけるかどうかというのを再質問させてください。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） ただいまの再質問でございますが、今回たまたまその75歳未満という方が対象になっておりました。実際に、通常行われている75歳以上の見守り巡回というものは、熱中症の予防とはまた違う目的で行っておるものでして、今回のそういった事故を踏まえまして、この熱中症対策というところでの見守り巡回というところで、また別の方法として検討していきたいと思っております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） あと、他市の事例でちょっと述べさせてもらいます。他市ではですね、熱中症対策として、個別訪問時にリーフレットの内容説明による注意喚起と、自動で熱中症の危険

性を測定し、警告する、熱中症指標計を配布しているという事例があるんですね。それ配ってから、結構、今まで答弁でエアコンあるけど使わない人がいたということですけども、このブザーとアラームでもって危険です、危険ですっていうふうにお知らせするということの配布いただいてから、熱中症という頭、意識が強くなって、エアコンをつけるようになった人が多いという事例があったんですね。ですから、再質問させていただきたいんですけども、本市でもこういった熱中症指標計、こういったものを、そういった一人暮らしの高齢者に配布というのは考えていただけないか、再質問させてください。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） ただいまの質問にありました熱中症指標計といったものが、こういったものなのか私ちょっと分からなくて、その辺を確認して検討していきたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） この熱中指標計というのは、危険性を段階的にライトとブザーで知らせる機器ということですので、ぜひ私も、ただ、金額まで確認していないので、高価であればちょっと大変かもしれないですけども、その辺のところご検討いただいてということでお願いします。

あと、熱中症警戒アラート発表時、市営住宅の高齢者世帯は、個々に電話連絡を行い、注意を喚起しているという市もあるんですね。市営住宅というのを、もうそこに集中して、何でかという、市営住宅はエアコン設置していない世帯が多いからということで、その市では個々に電話、電話がある方には電話で、熱中症警戒アラートなったよと、気をつけてよということで電話で担当の方が一戸一戸なんか連絡しているという市もあるようです。

また、車両巡回によって熱中症予防行動の呼びかけや自治会の防災組織の協力で熱中症予防の要援護者リストを作成して、注意喚起やリーフレットを用いて高齢者に理解をしてもらうというようなことを行っている市もあるようです。

ですから、熱中症予防に他市の事例を参考にしてくださいね、にかほ市としても、ぜひその熱中症による事故が起きないように、搬送者が少なくなるようにということを願って私の質問を終わらせていただきます。

●議長（宮崎信一君） これで3番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労様でした。

午後1時55分 散 会

